

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の原子炉設置変更承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング（2）
2. 日 時：令和4年11月1日（火） 17時20分～18時00分
3. 場 所：原子力規制庁 10階南会議室
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
  - 資料1：京都大学複合原子力科学研究所設置変更承認申請（研究用原子炉の変更）  
の内容及び補正申請に係る対応
  - 資料2：変更の内容（添付書類六以外）
  - 資料3：11 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係  
る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
  - 資料4：研究用原子炉と臨界実験装置の共用設備についての記載の適正化

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はいそれでは J R の設置変更許可に係る
0:00:06	補正書の
0:00:09	内容ですね、地震以外の内容について、ヒアリングの方を始めたいと思 います。
0:00:14	それでは表題の方からも資料の方から説明をお願いします。はい。今日大 学の三澤です。それでは資料に基づいてご説明させていただきたいと思 います。
0:00:23	まずですねその 1 枚目の資料でございますが、これまずこれまでの経緯 も含めて今回の申請がどういうものだったかということについて書かせ ていただいているところでございます。
0:00:35	まず申請昨年 12 月にさせていただいて、一番のところは標準応答スペ クトルの瀋陽特定せずの地震動の評価と、
0:00:47	いうことございまして、これが一番でございます。それに合わせてで すねこれまでちょっと、記載のあまり適正ではなかったところもありま してそれについての、
0:00:59	記載の適正化も含めた申請ということで今回出させていただいたところ でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:05	まず基準地震とトーンの比につきましては、7月22日の審査会合においてですね概ね妥当と判断されたと。
0:01:16	いうところで、これは今までS s -9 までだったのS s 10 を追加するというので記載するというので補正を行うことしております。
0:01:28	基本的にはこの内容について添付6に書くということでしたというふうに考えているところでございます。
0:01:38	同本日主になります地震以外の変更項目というところでございまして、
0:01:45	これについてはですね具体的には本文添付書類の3、添付書類の5添付書類の8、91 というところが関係しているところでございます。
0:01:57	で、今後の補正申請の補正につきましては、これらのところでですね、若干変更になったところと、それから
0:02:07	評定とスペクトルは当然なんですけれどもそれ以外のところで、一部変更したいというふうには考えているところでございますが、今日はまずですね、どういうところを変更したかと、もともとの申請ですね。
0:02:20	の内容についてご説明させていただきたいと、いうふうに思っているところでございます。
0:02:26	まず添付書類の2、添付資料の2でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	このところはですね添付書類 6 以外の変更な変更内容ということで、 このところにですね、
0:02:43	添付書類 1 すいません失礼いたしました、添付書類 1 です。
0:02:48	そのところにはですね、
0:02:52	図最初のところには申請書のところにですね、こういうところを変更する というところが書いておりました、
0:02:59	これ衛藤。
0:03:02	衛藤地震については先ほど申しましたようにこれは一部修正等がございます。 というところでございます。
0:03:10	主立ったところでその一番下に書いております。その他の主要な事項と いうところでございまして、これについては、中央管理室、K R につい ては中央管理室の記載が本文にちょっと適切に書かれていなかったと。
0:03:25	いうところがございますのでそのような形で、中央管理室の機能につい ての記載を追加するというのが今回の申請で A とさせていただいたと ころでございます。
0:03:38	それで後ろの方に続きまして、添付書類、下の 5 ページ目でございます す。添付書類の 5、これは技術的能力の説明なんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:49	これはですね一部、記載の適正化というところがございしますが、それ以外に、人数とかですね、その内容、鳥栖町の体制についての、
0:04:02	最新の情報に変更するというところがあったところでございます。
0:04:07	それから添付書類のデータすいません、3 ページ番号の 8 ページ目でございます。
0:04:12	これ品質管理に関するところございまして、5-4 のところのページですが、これ品質マネジまで品質保証計画書というような言葉になっていたものをですね、
0:04:25	最新の品質マネジメント計画書に基づいた文言に変更するというところが、この 5-4 の変更箇所でございます。
0:04:36	9 ページ目、これも一部誤記といいますか記載の適正化ということで下線部のところが、トクサイするところでございます。
0:04:45	10 ページ目もこれも図面の差し替えということになります。11 ページ目、これはもう、5 ページ目の最新の情報のに入れるというところでございます。
0:04:57	添付書類 8 につきましては、13 ページ目になりますが、放射線管理施設の構造及び設備というところに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:09	廃棄物処理棟に液体廃棄物分析を放射能測定装置を設けると。
0:05:16	いう文言を記載したところでございます。
0:05:20	これは2年ほど前にですねから行政相談をさせていただいておりまして、今までですね、排水監視モニターというものを設けていたところでございますが、
0:05:33	その上を、こちらのですね分析する、分析放射能測定装置で、機能をこれで満たすようにするという事で相談をさせていただいておりまして、
0:05:46	これを追求する代わりに、排水監視モニターというものを削除するという事で、変更を考えているところでございます。なおこの放射能分析装置につきましては2年前に設工認で、
0:06:01	申請して当初事業者検査も終了して合格書をいただいと。
0:06:08	いうところでございます。
0:06:11	それから添付書類9でございます。これもですねちょっと記載の適正化ということで、その排水のですね管理につきまして、
0:06:23	先ほどの放射能分析装置を使って測定をするということを添付書類9に明記するというのが、添付9の変更事項でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:34	それから添付 11 でございます。これはですね添付 11 は、これまで K R の申請書には入っていなかったもので、これは新たに追加すると。
0:06:46	いうところになるかと思えます。これ現在のですね K U C A の添付書類 11 と、ほとんど同じ内容となっているところでございますが、こちらの変更するということが、対
0:06:58	効果になるかなにするということが今回の大きな変更点かと思えます。
0:07:04	それでですねちょっと今全体を、あと、共用設備に関する記載の適正化ということで、まとめたものを添付し、
0:07:14	資料 3 というところに記載しているところでございます。先ほどは、それ以外のところをちょっと申したところでございますが、
0:07:23	まずこれ、今回ですね、研究炉 K U R 等、時計 A C A の共用設備というところについて、あまり明確なかった、なってなかったと。
0:07:34	いうところがございます。それでこちらをですねしっかりと明記するということを、主眼としてこのような変更するところでございます。
0:07:44	そこにありますように、
0:07:47	黒と黒字の車自体で書いてあるところが、今回追加するところございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	中央管理室が共用設備というところについては本文の記載に追加、それから添付 8 にも、. 中央管理室に関する
0:08:05	通信連絡装置等の記載を追加する、強う管理の機能を追加すると。
0:08:12	いうところでございますこれらはすべて、今まで記載がなかったものを追加するというところでございます。
0:08:18	なお非常用、放送設備とかですね固定電話携帯電話ってそれから、火災警報等につきましては、これすべて新規制の時にですね設工認で
0:08:30	申請をしてご承認をいただいている部分でございます。ですから新規制の時にはこの記載なしに、申請したというところでございます。ですからこれはもうすでに備え付けられているものでございます。
0:08:44	固体廃棄物の廃棄物廃棄設備、これにつきましても 2 ページ目でございますが、
0:08:54	具体的な廃棄設備の年名称を記載することそれから、藤氏、K U C A と共用であるということを明記するというところを、テンパチに記載するというところでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	それから、屋内の屋内管理用主要な設備種類というところでございますが、このところは、モニタリングステーション、周辺監視の機能、周辺監視の線量を測定してるものですが、
0:09:23	これをKCS共通というと、すいませんちょっと1個飛ばしてしまいました。3ページ目の一番上のところにですね先ほど申しました。
0:09:33	一体分析放射能測定装置の記載を追加したというところでございます。
0:09:39	それから今言いましたモニタリングステーションの追加。
0:09:42	それから通信連絡設備につきましても、4ページ目の一番上にあります通り、KUCAと共用であるということを記載、それから、火災対応機器についても、下に明記するところを変更しております。
0:09:57	ちょっとこれについては幾つか何ヶ所かございますが、この追加というところがございます。
0:10:03	それから散水設備、これ市民火災が起こった時にですね、水をまく設備、これについても、実際に経営者じゃなくて新規制のときに、
0:10:14	設工認を受けて設備を設置したものでございます。これについての経営CEOとの共用というところをここに明記したというところがございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:25	以上、
0:10:29	シーン地震に関する記載以外の修正点は、このようなところでございます。
0:10:37	はい。
0:10:39	こちらからの説明は以上でございます。はい、ありがとうございます。
0:10:43	質問ありますか。
0:10:45	規制庁の望月が説明メーカー、確認してもらって、
0:10:50	まず先ほど添付 8-9 で、放射能測定装置を設けるということで、2 年前に行政相談を
0:10:58	受けて、それで江藤雪子に、
0:11:02	申請して、報告書で、経緯というか、2 年前に、その行政相談では、今回の許可で、
0:11:11	今の方で、
0:11:12	近年の記載の適正化するんですけど、ぶー資料だったために、当時、許可の方の申請までまず、とりあえず設工認で申請して動くもらって、できたら適正化で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:25	東京の方に今回布施記載するっていうような流れを、行政相談で確認を取ってたっていう理解でよろしいですか。はい。教材ミサワです。今ご指摘の通りでございまして、
0:11:38	あの時、放射能分析装置っていう明部長自体は、
0:11:43	申請書にありませんでしたので、それをどう取り扱うかということにつきましてご相談させていただいて、その上で、許可を、施設協議をさせていただいたというところでございます。
0:11:58	添付
0:12:09	であと、ちょっと巨KURとKUCAの共用設備の件ちょっと聞きたいんですが、資料添付資料、添付資料の3っていうのもございましたので、
0:12:19	以前、今年の3月の8日ぐらいになるんですが、当設備の一覧をまとめた資料をちょっと運んでもらって、
0:12:30	ちょっと細かくですねそれの方の項目とか設備とかをちょっとザッと表していたんですね。そしたら、3月8日にもらった時の資料に記載がある設備とか項目っていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:43	今回いただいた添付資料の3の方に一部記載がなされていないような関係されてる。
0:12:48	そうですちょっと例なんで李江藤に対して何かもしくは記載が追加されてるのはあって、なぜそういうような変更というか、変わってるのかっていうちょっと説明。
0:13:01	すみませんちょっと以前の資料はちょっと、
0:13:06	私、今、急に言われてね、多分答えられないっていうのはあると思いますので、ちょっとですねこの資料をちょっと確認をしていただいて、はい。
0:13:20	それでもしかすると、いろんな考え方に基づいてこれらの、何か細かい範囲じゃなくてもうちちょっと広い範囲で入れてきたとかっていうのもあると思いますし、
0:13:31	ただ単に単純に漏れ出るってところもあると思いますのでそこっていうのはまず確認をしていただいて、
0:13:40	行政としてを守れなのか漏れじゃないのかな。はい。うん。広い範囲で入れているからここまで入れていないのかっていうのをちょっと
0:13:51	確認して説明をしていただきました。これは衛藤中、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:59	中央監視室の設工事の時の資料ということでさせていただいたもんですね。すみませんじゃちょっと確認、中間の資料ということで、
0:14:10	すみません。
0:14:18	はい。申し訳ありません。あと1点ちょっと細かい話なんですけど、この資料、
0:14:23	一井ですね、見せまして、
0:14:27	拳手教室、
0:14:30	表紙を
0:14:32	論破IIのところ、地震関連以外の変更についてってことで、具体的にはって言うこうだって本文添付書類3ってあるんですけど、僕は添付書類の3は、
0:14:44	ついてなかったように見えるんですけど、
0:14:47	何か搬送されてるんですか。
0:14:51	多分資金関係。そうですね。思うんですけど。
0:15:02	ちょっとすみません、確認しましたところ申し訳ない添付3、庄司さんですね、吉井です。これいやわかってる。うん。
0:15:11	一応、添付資料1のそうですね3ページ目に一応

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:16	それぞれ添付資料 1 から 17 もあって、変更するものはちゃんとここに示しますこれにしますって資料等も付けされてるんですけど。
0:15:26	セプションさんだけ調達支局は、
0:15:30	質問としないっていう形で、何か変更がない、申し訳ないですちょっと見せていただいて、その補正が必要ないようであれば、
0:15:40	図に示していただいて、整理してもらおう。
0:15:43	これは工事がかかるから要るんじゃないか。すみません私が言ったらね、いろいろ私に関してたんで。はい。江藤。実際工事しますのはい。ちょっとこれ、確認して申し訳ないです。はい。
0:15:58	はい。はい。私からは以上です。
0:16:01	何か市長の方でちょっと細かいんですけど教えていただいてよろしいですか。
0:16:08	この資料でいうと、添付資料 1 のページは、フリーポートの鳥居マーク。
0:16:22	7 ページのところて、技術支援数とかおそらく事件によって航行している部分のところを入れてきているというふうに理解をしているんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:33	これは令和4年、4年、令和3年の10月1日って結構私的には古い状態なのかなと思ってるんですけど、これ、令和3年にしているっていうのは、
0:16:45	ちょっと説明が漏れて申し訳ありません。ごさいません。
0:16:50	補正申請の内容について、直接ご留意ご議論するっていうのは厳しいというふうにちょっと伺ったものですから、これ実は、
0:17:00	前の12月の申請の、
0:17:03	特にこれを、その前から変えたというところを下線部させていただいております。
0:17:10	一番最初の申請時の時点で、うん。それ、どこが変わってる部分かという事でこれを書かせていただいてすいませんですから、これはですね、12月の申請時点での数字を書かせていただいておりますので、
0:17:25	これは基本的には補正申請で最新のものに変えるつもりです。もちろん。わかりました。わかりました。ここの補正の段階でその時点で再診断で更新しますっていう。そうです。
0:17:38	平井委員。はい。そうですね。これについてはちょっとまだ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	実は補正の数字を書くって話もあったんですけどちょっと釜谷の方から方針補正の内容で書くのまずいんじゃない。私が、
0:17:53	あって、それで技といいますか、前のあたりにそのまましてます。
0:17:59	了解。
0:18:00	それとごめんなさい、これ、私が理解していないだけなのかもしれないですね。
0:18:06	近畿資料1の13ページ目。
0:18:10	これ実際、前日の測定装置の改善を、
0:18:16	確認的には、その行政相談の資料を見れば、
0:18:21	今回の分析装置っていうものが、その時に、今現状の許可でどういう記載になっていて隠れた分以内の形になっていって、それには排水監視モニターを削除。
0:18:36	そういう意味で、これらを設工認としてエントリーするんですけどというのが、その当時の行政相談資料見れたらわかるようになっています。確かわかるように書いてある書いてありました。はい。ですから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	もしあれでしたらちょっと行政相談の資料、ちょっと確認、うちの家が外れてちょっとそこは確認してみます。ちょっとそこがどう、どういう形ですね、多分やったかっていうのは、
0:19:03	おそらく前任だったらか。
0:19:07	とか、そこの辺で対応していたそうですんで、ちょっと私自身は、把握しきれてなくて、
0:19:16	どこまでを入れるのかっていうのは記載の適正化っていうのは理解をしているものの、入れる内容として十分なのか、漏れはないのかっていう観点ではちょっと確認をしなきゃいけないと思いましたので、はい。
0:19:34	ちょっとこれ補足させていただきます土足かもしれませんが、排水のときですねとルート等、廃棄物処理棟が流れる途中のところに、測定装置がありましてそこを連続的に交換していたと。
0:19:49	これが排水監視モニターになります。
0:19:51	ですからもし本当にですねそこで、じゃあエラー、何か異常が出ましたよって言っても実はもう流れちゃってるんですね、これやっぱりまずいでしょうということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:03	<p>もともと流す前に放射能を測定してOKなものは流してさらに、念のため、排水監視モニターで監視するという、そういう位置付けでずっと運用してきたところでございます。</p>
0:20:16	<p>ただ、排水監視モニターは、そういう意味で、今までは非常に重要な設備になっていたんですが、実はもっと重要なのはこの放射能測定装置だと出す前にわかるもんだと。</p>
0:20:27	<p>ということでですねこれを新たにエントリーしたという経緯でございます、排水監視モニターについてはこれは市規制記載から削除したいと。 うん。ということでございます。</p>
0:20:42	<p>その時に行政相談の結果として、本文である程度よねって言ったところ、より、添付8の方で、</p>
0:20:52	<p>自治体の特定相談っていうのを入れることで明確化をし、排水過少自体を削除するっていうことで、うちとしてもそれでいいでしょうという回答があったそうです。</p>
0:21:04	<p>ちょっと今、しっかり覚えてないんですが何かそれで読みかえる形でですね、これを今回、今回ってか、この前施設購入させていただき、なんだけど何か分析装置で子供があってですね、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:16	それを読みましょうということで、施設購入をさせていただいたという ふうに、
0:21:25	あと、ごめんなさい、あと1点なんですけれども、
0:21:30	今度は添付資料3を共用的で、
0:21:37	ページ16ページ。
0:21:39	はい。
0:21:41	今回の
0:21:43	設備をまず作りだよってという言葉を入れていきますっていうふうに言っ て設備で入れるんじゃないんですけど、
0:21:53	そもそもこの
0:21:55	散水設備っていう項目絶対こういう設備が、何て言うんすかね。
0:22:02	きちんとして入ってくるよっていう、
0:22:07	その説明自身はない。
0:22:10	何か
0:22:11	ここ、
0:22:12	ユニマット。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:14	予防散水活動のため賛成で臨界にすると共用であるっていう、それはもちろん、その通りだと思って、はい。
0:22:21	そもそも散水設備とはっていうところとかっていうのではないっていう。
0:22:27	まず、テンパチの記載内容を見ますと、
0:22:35	例えば、
0:22:37	放射線管理施設、そういうなんちゃらステーション
0:22:42	だっていうのが記載があって、それで共用的だよっていうのがあります。
0:22:48	撮影、4ページ目のところで、火災によるこの照合するところで、
0:22:55	火災受信機とかそういうのがある。はい。こういうものが、
0:23:00	また、確かに適切な位置に入ってるね。そこは理解したはい。
0:23:06	唯一ちょっとわかんなかったのは、この斉木のところ、
0:23:11	おそらく森林火災で入ってくるっていうのは、与えるのは、そもそも何か酸性設備とかっていう、何か項目が起きていて、そこで何か説明が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:22	このPは通用するだよっていうふうになっているんじゃないかなと思う んです。もう1つだったんですけど、そういう項目が起きていないって いうことで、散水設備っていう、
0:23:34	そもそもそうですね散水設備というのは、この森林火災に対応するため の設備ということですね。森林火災対応ってのは散水設備だけではなく てですね。
0:23:47	そこにちょっと上の方にあります延焼防止エリアを持たせる。
0:23:51	それから、
0:23:55	子育てだったかなと防止エリアですね、
0:24:01	それから安全施設が安全機能を損なわないように管理するこれ実際草刈 をすとかそういうことなんですけれど、そういうことをすとか、そ ういうものの一環としてですねこの散水設備があると。
0:24:14	いう考え方なんです。
0:24:16	ですから森林火災対応ということていうと、これはあくまでも税務とい うことで、
0:24:25	ちょっと貸す、その上のもとはちょっと記載が違ってるとい うのは、確かにご指摘の通りかと思うんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:33	ちょっと質問を変えさせていただきます。
0:24:38	散水設備って、これよりも前とかじゃなくて、どこにも出てこないですよ。なるほど。いや、
0:24:45	筒井いきなり出てきて言ってるよ。
0:24:48	ポップアップ感がものすごくあってそれがいきなり共用だよって言われているのでっていうところが気になったんです。そうですか。なるほどでも関わる場所は森林火災のところ、そうですね。はい。で、
0:25:03	書くところがここしかないんだよっていうところですかね。
0:25:07	というところでここに書かれて言われてるんですが、
0:25:11	実際にはホースがあって、消火栓があってホースがあって、それがちゃんと使えるかっていうところを越すからの水量をですね、どのくらいの水量が出るかっていうのを使用前検査で、あん時は障害件数ですか、確認させていただいたんですが、
0:25:26	本としたらそういう消火栓です。
0:25:30	R I S E も書きました。
0:25:34	また、
0:25:42	てたら申し訳ないんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:47	年添付資料1の、
0:25:49	ページ目。
0:25:51	一番下の中央管理室。
0:25:54	多分、
0:25:55	これ全体に加点が引かれてるんですけど、
0:25:59	この下線部分すべてが、
0:26:02	荒谷地域というイメージですか、なかったんですね。
0:26:06	共用っていう話だけではなくて、
0:26:09	中央管理室のそもそもの記載を、
0:26:13	本文に入れ込んでいるっていう理解でよろしいですか。K r 申請書ですね、これちょっと、
0:26:21	正直、負債がしっかりいっばいだったんですが、電発には書いてあるんです。ですから本文にですね、中央管理室の記載がなかった。
0:26:30	これ
0:26:31	椎名です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:34	ないですよね。K U C Aの方は、本文にも添付にも、中央管理室を規定するんですけど。はい。柏の本部の方には、こういう文章が入っていませんでしたという、ご指摘の通りです。
0:26:48	K U R D O R T K U C Aはあるそうなんです。
0:26:52	今回、
0:26:54	共用設備の話とか、いろいろ見てたらあれこっちが開いちゃって、これ新規制のときに、この辺り抽選したんですけども、完全これ修正ものだと思うんですけども、追加も、
0:27:09	はい。
0:27:10	次のページの2ページ目に行くと、
0:27:14	この、この図の話は、
0:27:16	行って大丈夫ですか。はい。大丈夫ですか。その研究の横に新しい研究棟ができて、はい。
0:27:25	そこに新しくっていう話だと思うんですけど。はい。
0:27:28	この新研究棟っていうのはこの中には出てこないものなんです、これ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:33	最初の申請のときにちょっとご相談させていただいた箇所でございます、
0:27:41	ですんで、浅田です。今までということではいただいております申し訳ありません教えてください。
0:27:49	はい。はい。
0:27:52	整理済みってことですね。
0:27:57	はい、すいません、これは。
0:28:05	ちょっとこれ我々のところに大分悩んでですね、これどっちにしようかということで、相談させていただいていいですよ。それで、この、この後に教えて欲しいと思います。
0:28:16	で、店舗に行くと、
0:28:19	と数字の変更は2回、
0:28:21	けど、
0:28:22	数字が変更以外の部分の修正っていうのは、何、何に基づく修正なんですって。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:29	ですね。はい。まず最初の、この中でいいですよ。はい。これもすいません記載の適正化というところもございますが、例えば、6 ページ目の下線いったところはですね、これ
0:28:44	名称がちょっと間違っていたというか、ちょっと適切じゃなかったところの修正です。
0:28:49	それから、7 ページ目の一番下のところについても、これはこういうところを追記したということで、
0:28:56	これも、
0:29:00	この表についてはこれ品質マネジメント向け保証計画書、
0:29:06	なっていたのをすべてマネジメントに変えてそれにベースに必要なところを検討したという、最新の情報に検討した結果です。
0:29:18	品質マネジメント計画の中身に合わせると、はいそうです、失礼しました。
0:29:25	で、
0:29:25	先ほどの添付書類 8 が 12 ページからあって、13 ページ目の、今回入れる測定装置と、今回削るモニターの
0:29:36	設計条件なるものを、本文には記載はないってことですかね。うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:41	もう添付にしか出てこない。
0:29:55	添付 11 が 16 ページ目からついてきてるのは、
0:30:01	何でなんでしたっけ。
0:30:03	確か添付 11 というのが必要になったのが、すいません、12 年ですね。
0:30:11	うちの申請書
0:30:14	今、
0:30:18	じゃ、これは、
0:30:20	例えばすいません
0:30:22	その前の段階で、添付 11 ってのが入っていませんでしたので、三条改正前に申請されたものってことですが、今まで生きてましたんで、
0:30:34	来てました。
0:30:35	次のタイミングで、支店長に 11 を新たにつけると、標準応答のもともとの許可申請をしたときには、
0:30:45	三条改正前だったってことですかねず、いや、それっていうと三条改正のときには別ですけどあの時は本文の、
0:30:54	品質確保に関する記載は全部届け出、と修正させていただいてそれはすけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:02	やっております。ただ、添付書類 11 については、あの時点では、届出とかそういうのはなかったと思いますので、それで、今回のタイミングで、これをすべて追加といいますか。
0:31:16	いうことで出させていただきます。
0:31:18	お手元の申請ではついていなかったんだ。
0:31:22	それは何ですか。
0:31:24	11 番のときまだ求められていなかったと思うんですが、27 年か。
0:31:32	別府です。
0:31:37	国会の啓発、
0:31:39	平成 3 年 12 月 14 日についてなかったのは、
0:31:43	3 年 12 月 14 日に、
0:31:45	11 月なかったという、いや、
0:31:49	11 月について、いや、これは
0:31:52	と、補正じゃなくてすいません。ちょっとこの辺、ちょっとさっき何か、えっと、
0:31:58	うん。
0:31:59	衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:01	最初の申請書で、12月申請、定性的にこれをつけたというところがございますので、
0:32:07	変更の部分ではないってことではないですね。はい。
0:32:13	はい。
0:32:17	谷津。
0:32:20	説明が、
0:32:26	はい。
0:32:29	必要ないかもしれない。
0:32:35	すいません、ちょっと知らない。
0:32:38	別紙はごめんなさい。
0:32:43	じゃないですか。
0:32:44	ちょっと私、これがつくんですけど、31ページ目のところに、31ページ。はい。
0:32:52	これ多分、
0:32:53	ありまして、ちょっと今回、つけさせていただいて、
0:33:00	すいません、ちょっと。
0:33:04	適性がないですか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:10	これは別で説明書がついてるのは、
0:33:19	何を説明するためなんですか。申し訳ありません、えっとですね。
0:33:24	ちょっと私の説明がちょっと非常に申し訳ない。
0:33:28	添付書類の 11、これ申請の段階で付けさせていただいたものだったと。
0:33:36	思いますこれ昨年の 12 月の段階で、はい。で、その後ですね、K C の設置製の小さの中で、添付 11 をですね、
0:33:48	この形にしましょうということで、これ、すみません添付書類 2 のつもりなんですけど、
0:33:55	資料になるんですが、これが実は C E A の経営支援の申請書につけた経費等の充実なんですね。はい。
0:34:03	ですから、
0:34:06	ですから、
0:34:08	これは
0:34:09	最初に申請したもので、それを変えてはいそうですね、はい。
0:34:14	すいません。
0:34:18	ちょっと確認っていうと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:22	12月につけた最初の添付11の、この内容っていうのはこれ多分本文に書かれてるやつと全く同じです。そうですね。うん。それで、
0:34:32	藤CEO、IVの説明書については、こういうような形にしましょうっていうのが決まったので、
0:34:42	それに倣っては、添付11、2についてはこういう形に修正します。ご指摘の通り、
0:34:52	すいません、ちょっと説明をしました。
0:34:55	はい。
0:35:00	で、資料3は、共有の話が、ちょっと、
0:35:08	これはあれですよねそのまま文章出しましたってのはこの風の部分なんです、合戦といいますか
0:35:16	まず1ページ目のこの下線はこれ、今まで、
0:35:21	なかったんですよ。そうですね。あとこれのところについては、追記という形で、当事者自体で、
0:35:36	当時は基本共用の話と、そうですね。廃棄設備の具体的な中身を見ましたですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:58	これは経由の許可で、これもKUCAはもう明確になってるって話なんですか。
0:36:07	すいません。
0:36:08	確かそうだったと思います。申し訳ないです。
0:36:11	うん。JCUの方では、
0:36:16	次の麻生抜くときにごめんなさい、問題はこの前の中央管理室の時に、
0:36:28	設工認のところに今日設備という話が、ご議論があってそれに基づいてこれをしましたので、すみませんCAの方ではまだそのところは明確になってますけど、そうですね今後何か申請の時に同じようにとか、更新申請をしますそのタイミング、
0:36:45	すいません。
0:36:49	ありがとうございます。私から以上です。
0:36:51	す。
0:36:56	すいません。ちょっと先ほどご指摘いただいたいくつかの点について、至急ちょっと確認してですね。
0:37:03	進めたいと思いますが、確認する内容部会長はいそうですねはい。はい。はい。まずですね、中央管理室の資料、3月8日付と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:13	ちょっとこのところの確認というところをまず詰まるような、
0:37:19	それから瀬戸店ぶ一資料添付書類3ですね、3の変更箇所について、この検討について、
0:37:30	全部確認するというところ、大きくは、
0:37:34	この辺だったら、
0:37:40	よろしければ、
0:37:48	ありがとうございます。それでは衛藤。
0:37:52	ありがとうございました。わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。